

障害者スポーツセンター喫茶事業者の選定結果について

1 選定概要

(1) 施設概要

名称：北九州市障害者スポーツセンター2階の一部

所在地：小倉北区三郎丸3丁目4番1号

設置目的：障害の有無を問わず、多くの市民がスポーツや芸術・文化活動等を楽しむ施設とするとともに、障害のある人の就労支援に寄与することを目的として、センター内に喫茶コーナーを設置する。

(2) 選定期間

平成29年4月1日～平成34年3月31日

(3) 選定事業者の概要

名称：特定非営利活動法人列島会

所在地：北九州市小倉北区大島一丁目7番25号

主な業務内容：①障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業（就労継続支援A型、就労継続B型、就労移行支援、生活介護）
②低所得高齢者及び障害者の住居提供（低所得高齢者及び障害者に対するの低家賃での住居の提供）
③介護保険法に基づく通所介護及び介護予防通所介護（通所介護事業）
④介護保険法に基づく訪問介護及び介護予防訪問介護（訪問介護事業）
⑤授産品販売及び飲食の事業（障害者及び高齢者が働く場所としての食堂、店舗運営、仕出弁当の販売、パン・菓子の製造販売）

2 選定の経緯

平成28年12月9日～12月16日	募集要項の配布
平成28年12月21日	募集説明会の開催
平成29年1月16日～1月20日	申請等の受付
平成29年1月26日	喫茶事業者候補者検討会の開催 (プレゼンテーション及び質疑応答等)
平成29年2月1日	喫茶事業者を決定

(1) 応募資格

- ・ 障害福祉サービス事業所、小規模共同作業所、又は地域活動支援センターとして運営すること。（従たる事業所とする場合を含む。）
- ・ これまでに障害福祉サービス事業所など障害者施設の運営実績が十分あること。

- ・ コーヒー、ジュース等の飲み物、サンドイッチ、ケーキ等の軽食、弁当、パン、お菓子などを取り扱い、ガスは用いないこと。ただし、電磁調理機器は使用可能。
- ・ 少なくとも11時から17時まで営業すること。(それ以上の営業時間は提案による)
- ・ 営業時間外でも飲み物が購入できるよう、自動販売機の設置等を行うこと。
- ・ 店舗としての造作(キッチンを含む)は自ら行い、退去する際は原状復旧すること。
- ・ 冷蔵庫や電子レンジなどの機器は自ら電気配線し、子メーターを付けて使用すること。(電気使用量に応じて実費を徴収する。)水道代も子メーター計測により実費を徴収する。
- ・ 店舗内において、障害者施設等の授産製品や障害者による美術作品の展示・販売に努めること。また、市による障害者美術作品の展示に協力すること。
- ・ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴対法」という。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又はこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。

(2) 応募状況

募集要項配布：3団体

説明会参加：1団体

応募件数：1団体(特定非営利活動法人列島会)

3 選定方法

学識経験者や専門家等による喫茶事業者候補者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。

市は、検討会の検討結果を参考に喫茶事業者を決定しました。

4 検討会構成員

- ・ [民間有識者] 齊藤 久美 (株SAKU 代表取締役、中小企業診断士)
- ・ [民間有識者] 竹田 英樹 (北九州市身体障害者福祉協会副理事長、障害者支援計画フォローアップ会議構成員)
- ・ [学識経験者] 増田 幸一 (九州共立大学経済学部准教授、障害者スポーツセンター指定管理者検討会委員)

[50音順]

5 選定基準

選定基準	選定のポイント
1 喫茶事業者としての適性	
(1) 喫茶の運営に対する理念、基本方針	○市における障害者の社会参加促進に向けた基本的な政策や計画、あるいは障害者スポーツセンターの設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した運営に対する理念や基本方針を持っているか。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	○長期間安定的な運営を行っていただくための人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。

(3) 実績や経験など	○同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ○喫茶の運営に関する専門的知識や経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
2 運営計画の適確性	
【有効性】	
(1) 喫茶の営業計画	○メニューや販売品目、喫茶コーナーの造作が、喫茶コーナーの効用を最大限に発揮し、その設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ○利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ○営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
(2) 利用者の満足向上	○利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ○利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
【効率性】	
(3) 収支計画	○喫茶の運営に係る収支計画の内容が合理的かつ妥当なものであるか。
【適正性】	
(4) 管理運営体制など	○喫茶の管理責任者、管理体制が整えられているか。 ○喫茶の運営にあたる人員の配置が合理的であるか。 ○従事者の能力向上を図るよう考えられているか。
(5) 衛生管理、安全対策、危機管理体制など	○衛生管理対策や日常の事故防止などの安全対策、事故発生時の対応などが十分に考えられているか。 ○非常時の危機管理体制などが十分考えられているか。

6 審査結果

(1) 得点

審査項目	配点	構成員			平均	審査結果	得点
		A	B	C			
1 喫茶事業者としての適性	<u>20</u>	15	16	17	—	—	<u>16</u>
(1) 喫茶の運営に対する理念、基本方針	5	4	4	5	4.3	4	4
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5	3	4	4	3.7	4	4
(3) 実績や経験など	10	4	4	4	4.0	4	8
2 運営計画の適確性	<u>80</u>	52	52	57	—	—	<u>52</u>
【有効性】 に関する取組み	40	24	24	25	—	—	24
(1) 喫茶の営業計画	35	3	3	3	3.0	3	21
(2) 利用者の満足向上	5	3	3	4	3.3	3	3
【効率性】 に関する取組み	20	12	12	16	—	—	12
(3) 収支計画	20	3	3	4	3.3	3	12
【適正性】 に関する取組み	20	16	16	16	—	—	16
(4) 管理運営体制など	10	4	4	4	4.0	4	8
(5) 衛生管理、安全対策、危機管理体制など	10	4	4	4	4.0	4	8
	計	67	68	74	—	—	<u>68</u>

※「平均」欄は各委員の平均得点を小数点第1位まで記入。小数点第2位以下は切捨て

※表中の水色の箇所は各配点に基づくもの。白色の箇所は評価レベルに基づくもの。

※評価レベル

評価レベル	乗率	
5	100%	特に優れている（高度な能力を有している）
4	80%	優れている（十分な能力を有している）
3	60%	普通（一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

（２）検討会における主な意見

選定基準 （＝審査項目） 及びポイント	意見
1 喫茶事業者としての適性	
(1) 喫茶の運営に対する理念、基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の社会参加促進に向けた雇用の拡大や障害者理解を広めている。 ・独自のスタイルで障害のある人、ない人が気軽に利用しやすい空間を作り交流を推進している。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・人的基盤については、緊急時にも対応できるようになっており、財政基盤についても平成26年度より黒字となっている。
(3) 実績や経験など	<ul style="list-style-type: none"> ・実績は十分にある。 ・アレアス以外にも同様の喫茶運営により実績を上げている。 ・専門知識を持った責任者が配置されている。
2 運営計画の適確性	
【有効性】	
(1) 喫茶の営業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットに合ったメニュー数を見込んで、ロス削減も必要。 ・付加価値の高いメニュー開発が必要。 ・法人の他の部門と連携し、ホームページ、チラシ等で情報発信している。
(2) 利用者の満足向上	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの意見を反映できるよう本部と店舗でミーティングを行う等、仕組みができています。
【効率性】	
(3) 収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・売上アップのための具体的な内容記述に欠ける。 ・原価率が高い。 ・就労継続支援B型で工賃アップにも努力が見られる。
【適正性】	
(4) 管理運営体制など	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者には、就労支援経験者を配置し、運営体制についても人員配置を整えている。 ・スキルアップ研修も実施されている。
(5) 衛生管理、安全対策、危機管理体制など	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理マニュアルを作成しており、緊急時に対応できるようになっている。
総評	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな問題はない。 ・過去の実績から生産計画を立て原価率を一般に近づけるように努力して欲しい。 ・法人自体の組織がしっかりしており、法人格部門との連携ができているように思える。 ・法人の目的である障害者の社会参加にも努力していることが伺える。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、「特定非営利活動法人列島会」を、喫茶事業者に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- 蓄積された実績がある。
- 障害者スポーツセンターとの連携を考えている。
- 障害者・高齢者の雇用を考えている。
- 余裕のある人員配置や法人のバックアップがある。
- メニューが豊富で、利用客の満足度も高いものが期待できる。
- 食品の製造・販売実績が豊富である。
- 営業、広報について工夫している。
- 就労継続支援B型で工賃アップに努力が見られる。